

運賃表

貸切
引越
積合せ

住友倉庫九州株式会社

1. 貸切運賃料金

別紙 1

I. 距離制運賃表

(単位：円)

| キロ程 \ 車種別 | 車種別 | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------------------------|
| | 1トン車まで | 2トン車まで | 3トン車まで | 4トン車まで | 5トン車まで | 6トン車まで | 8トン車まで | 10トン車まで | 12トン車まで | 14トン車まで | 14トン車を 2トンを増す車 種までごとに |
| 10kmまで | 5,650 | 7,960 | 9,520 | 11,100 | 12,640 | 14,340 | 19,580 | 21,770 | 22,480 | 24,860 | 2,390 |
| 20 " | 9,220 | 12,130 | 13,020 | 14,270 | 15,820 | 17,350 | | | | | |
| 30 " | 12,100 | 14,090 | 15,120 | 16,610 | 18,370 | 20,200 | 22,820 | 25,330 | 26,150 | 28,870 | 2,720 |
| 40 " | 14,280 | 16,040 | 17,220 | 18,940 | 20,960 | 23,030 | 25,970 | 28,870 | 29,820 | 32,900 | 3,080 |
| 50 " | 16,030 | 18,000 | 19,330 | 21,260 | 23,540 | 25,860 | 29,140 | 32,420 | 33,480 | 36,920 | 3,440 |
| 60 " | 17,780 | 19,980 | 21,440 | 23,600 | 26,140 | 28,700 | 32,290 | 35,960 | 37,150 | 40,850 | 3,700 |
| 70 " | 19,240 | 21,940 | 23,540 | 25,940 | 28,700 | 31,520 | 35,450 | 39,490 | 40,820 | 44,800 | 3,970 |
| 80 " | 21,290 | 23,880 | 25,640 | 28,270 | 31,280 | 34,370 | 38,580 | 43,040 | 44,500 | 48,710 | 4,210 |
| 90 " | 23,030 | 25,850 | 27,760 | 30,590 | 33,850 | 37,190 | 41,450 | 46,550 | 48,160 | 52,640 | 4,490 |
| 100 " | 24,970 | 27,800 | 29,860 | 32,920 | 36,400 | 40,010 | 44,390 | 49,790 | 51,830 | 56,570 | 4,740 |
| 110 " | 26,050 | 29,020 | 31,150 | 34,380 | 38,080 | 41,810 | 46,480 | 52,250 | 54,120 | 59,170 | 5,050 |
| 120 " | 27,140 | 30,240 | 32,450 | 35,830 | 39,670 | 43,570 | 48,700 | 54,380 | 56,390 | 61,730 | 5,340 |
| 130 " | 28,220 | 31,450 | 33,760 | 37,280 | 41,270 | 45,350 | 50,860 | 56,480 | 58,670 | 64,330 | 5,660 |
| 140 " | 29,300 | 32,660 | 35,040 | 38,740 | 42,880 | 47,110 | 52,760 | 58,680 | 60,960 | 66,940 | 5,980 |
| 150 " | 30,400 | 33,880 | 36,350 | 40,200 | 44,500 | 48,860 | 54,740 | 60,920 | 63,260 | 69,500 | 6,240 |
| 160 " | 31,480 | 35,080 | 37,670 | 41,650 | 46,100 | 50,630 | 56,830 | 63,170 | 65,530 | 72,100 | 6,560 |
| 170 " | 32,580 | 36,310 | 38,940 | 43,120 | 47,690 | 52,380 | 58,900 | 65,390 | 67,820 | 74,680 | 6,850 |
| 180 " | 33,650 | 37,510 | 40,260 | 44,560 | 49,310 | 54,160 | 60,960 | 67,620 | 70,100 | 77,260 | 7,150 |
| 190 " | 34,750 | 38,740 | 41,520 | 46,010 | 50,900 | 55,920 | 63,020 | 69,830 | 72,370 | 79,840 | 7,460 |
| 200 " | 35,820 | 39,940 | 42,830 | 47,460 | 52,520 | 57,680 | 65,100 | 72,070 | 74,660 | 82,420 | 7,750 |
| 200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに | 1,930 | 2,150 | 2,320 | 2,560 | 2,810 | 3,100 | 3,500 | 3,890 | 4,220 | 4,820 | 600 |
| 500kmを超え50kmまでを増す ごとに | 4,840 | 5,360 | 5,760 | 6,360 | 7,060 | 7,750 | 8,740 | 9,710 | 10,430 | 11,750 | 1,320 |

II. 時間制運賃表

(単位：円)

| 種 別 | | 車 種 別 | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-------------------------------|-------|
| | | 1トン車まで | 2トン車まで | 3トン車まで | 4トン車まで | 5トン車まで | 6トン車まで | 8トン車まで | 10トン車まで | 12トン車まで | 14トン車まで | 14トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに | |
| 基 礎 額 | 8 時 間 制 | 基礎走行キロ 3トン車まで80キロメートル 3トン車を超えるもの 100キロメートル | 22,550 | 25,390 | 27,800 | 31,840 | 34,660 | 37,480 | 43,510 | 48,760 | 50,750 | 55,540 | 4,790 |
| | 4 時 間 制 | 基礎走行キロ 3トン車まで40キロメートル 3トン車を超えるもの 50キロメートル | 12,910 | 14,920 | 16,100 | 18,530 | 20,140 | 21,760 | 25,390 | 28,200 | 30,380 | 33,190 | 2,810 |
| 加 算 額 | | 基礎走行キロを超える場合は、 10キロメートルまでを増すごと に | 350 | 360 | 370 | 420 | 430 | 440 | 500 | 530 | 600 | 650 | 50 |
| | | 基礎作業時間を超える場合は、 1時間を増すごとに（4時間制 の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算 した時間により加算額を計算し ます。） | 2,290 | 2,570 | 2,810 | 3,120 | 3,460 | 3,770 | 4,300 | 4,760 | 4,910 | 5,380 | 470 |

Ⅲ. 諸 料 金

1. 車両留置料

(単位：円)

| 時 間 | 車 種 別 | | | | | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------------------|
| | 1トン車まで | 2トン車まで | 3トン車まで | 4トン車まで | 5トン車まで | 6トン車まで | 8トン車まで | 10トン車まで | 12トン車まで | 14トン車まで | 14トン車を超え2トンを増す車種までごとに |
| 30分までごとに | 1,230 | 1,360 | 1,460 | 1,560 | 1,710 | 1,880 | 2,140 | 2,360 | 2,460 | 2,660 | 200 |

2. 地区割増料

(単位：円)

| 地 域 | 車 種 別 | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------------------|
| | 1トン車まで | 2トン車まで | 3トン車まで | 4トン車まで | 5トン車まで | 6トン車まで | 8トン車まで | 10トン車まで | 12トン車まで | 14トン車まで | 14トン車を超え2トンを増す車種までごとに |
| 東京都特別区 大阪市 | 870 | 980 | 980 | 1,040 | 1,140 | 1,240 | 1,330 | 1,450 | 1,530 | 1,680 | 150 |
| 札幌市・仙台市・千葉市 船橋市・川崎市・横浜市 相模原市・浜松市 名古屋市・京都市 東大阪市・堺市・尼崎市 神戸市・岡山市・広島市 北九州市・福岡市 熊本市・鹿児島市 | 570 | 570 | 570 | 680 | 680 | 780 | 870 | 870 | 980 | 1,090 | 110 |

IV. 運賃割増率

1. 品目割増

| 項目 | 内 訳 | 割 増 率 |
|----------------|---|---|
| 易 損 品 | 1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品 | 3割以上の臨時の約束による。 |
| 危 険 品 | 1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目 | 2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。 |
| | 4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの | 10割以上の臨時の約束による。 |
| 特 殊 物 件 | 1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 | 2 割 |
| | 2. 屍体 | 5 割 |
| 汚 わ い 品 | 生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿 | 4 割 |
| 貴 重 品 高 価 品 | 紙幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物 | 5割以上の臨時の約束による。 |

2. 特大品割増

| | |
|---|----------------|
| 1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。 | 3割以上の臨時の約束による。 |
|---|----------------|

3. 特殊車両割増

| | |
|-----------------|-----|
| 冷蔵車・コンクリートミキサー車 | 2 割 |
| 冷凍車 | 3 割 |

4. 悪路割増

| | |
|---|-----|
| 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。 | 3 割 |
|---|-----|

5. 冬期割増

| 地 域 | 期 間 | 割 増 率 |
|---|---------------------|-------|
| 北 海 道 | 自 11月16日 至 4月15日 | 2 割 |
| 青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 | 自 12月1日 至 3月31日 | 2 割 |
| 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡 福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡 岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡 | | |

6. 休日割増

| | |
|------------------|-----|
| 日曜祝祭日に運送した距離に限る。 | 2 割 |
|------------------|-----|

7. 深夜・早朝割増

| | |
|----------------------|-----|
| 午後10時から午前5時までに運送した距離 | 3 割 |
|----------------------|-----|

V. 消費税導入に伴う運賃料金の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

VI. 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

(適用区域)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は、発地もしくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(は数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円を超え1,000円未満のは数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物(貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。)が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。この場合、容積貨物にあつては1立方メートルを280キログラムに換算します。
(2) 継続かつ反復して行ふ貨物の運送の契約において、あらかじめ特定

の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること

(2) 基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃
当該貨物の基準車両積載可能個数×0.7

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

14. 運送区間中に、冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3
(長期契約割引)

17. 3カ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200

キロメートルを超えるものに限りま。す。)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限りま。す。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
- (2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払について連帯責任を負う場合

(車両留置料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積み込み又は取卸しの時間を含まま。す。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

- (1) 1回の運送において2箇所以上で積み込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。
- (2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。
- (3) 車両留置時間

| 車種別 | 3トン車まで | 3トン車を超え 6トン車まで | 6トン車を超え 12トン車まで | 12トン車を超え 4トンを増す車種 までごとに |
|---------------|--------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 発地又は着地 ごとに | 50分 | 60分 | 90分 | 20分 |

(地区割増料)

20. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限りま。す。)、又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限りま。す。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

22. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の数はが生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
 - ② 割増率及び割引率の適用の計算
 - ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算

④ 5による運賃のは数処理

⑤ パレット使用等による減算

⑥ 諸料金(は数処理を含む)の計算

⑦ 22による加算の計算

⑧ 実費の計算

(実費負担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ・シートかけ等)

26. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

1. 引越運賃表（時間制・距離制）

（単位：円）

| 種 別 | | 車種別 | | | | | | | | |
|-------------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | | 1トン車まで | 2トン車まで | 3トン車まで | 4トン車まで | 5トン車まで | 6トン車まで | 8トン車まで | 10トン車まで | 12トン車まで |
| 時 間 制 | 4時間制 | 16,265 | 18,795 | 20,286 | 23,352 | 25,379 | 27,416 | 31,994 | 35,532 | 38,283 |
| | 8時間制 | 28,413 | 31,994 | 35,028 | 40,121 | 43,670 | 47,229 | 54,821 | 61,436 | 63,945 |
| | 基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すごとに | 2,888 | 3,234 | 3,539 | 3,927 | 4,358 | 4,746 | 5,418 | 5,996 | 6,185 |
| 距 離 制 | 100kmを超え110kmまで | 32,823 | 36,561 | 39,249 | 43,323 | 47,985 | 52,679 | 58,569 | 65,835 | 68,187 |
| | 120kmまで | 34,199 | 38,105 | 40,887 | 45,150 | 49,980 | 54,894 | 61,362 | 68,523 | 71,054 |
| | 130kmまで | 35,553 | 39,627 | 42,536 | 46,977 | 51,996 | 57,141 | 64,082 | 71,169 | 73,920 |
| | 140kmまで | 36,918 | 41,150 | 44,153 | 48,815 | 54,033 | 59,357 | 66,476 | 73,941 | 76,808 |
| | 150kmまで | 38,304 | 42,693 | 45,801 | 50,652 | 56,070 | 61,562 | 68,975 | 76,755 | 79,706 |
| | 160kmまで | 39,669 | 44,205 | 47,460 | 52,479 | 58,086 | 63,798 | 71,610 | 79,590 | 82,572 |
| | 170kmまで | 41,055 | 45,749 | 49,067 | 54,327 | 60,092 | 66,003 | 74,214 | 82,394 | 85,449 |
| | 180kmまで | 42,399 | 47,261 | 50,726 | 56,144 | 62,129 | 68,240 | 76,808 | 85,197 | 88,326 |
| | 190kmまで | 43,785 | 48,815 | 52,311 | 57,971 | 64,134 | 70,455 | 79,401 | 87,990 | 91,182 |
| | 200kmまで | 45,129 | 50,327 | 53,970 | 59,798 | 66,171 | 72,681 | 82,026 | 90,804 | 94,070 |
| | 200kmを超え500kmまで20kmを増すごとに | 2,436 | 2,709 | 2,919 | 3,224 | 3,539 | 3,906 | 4,410 | 4,904 | 5,313 |
| | 500kmを超え50kmまでを増すごとに | 6,101 | 6,752 | 7,256 | 8,012 | 8,894 | 9,765 | 11,015 | 12,233 | 13,146 |

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸し切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と組み合わせて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といえます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といえます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(端数の処理)

- 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)

- 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

| 地 域 | 期 間 | 割増率 |
|---|---------------------------|-----|
| 北海道 | 自 11 月 16 日 至 4 月 15 日 | 2 割 |
| 青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡 大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・群上郡 | 自 12 月 1 日 至 3 月 31 日 | 2 割 |

(休日割増)

- 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

| | |
|---------------------|-----|
| 日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る | 2 割 |
|---------------------|-----|

(深夜・早朝割増)

- 深夜・早朝割増の適用時間（午前10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

| | |
|-----------------------------|-----|
| 午前10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る | 3 割 |
|-----------------------------|-----|

(車両留置料)

- 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

| 車種別 | 6トン車まで | 6トン車を超え12トン車まで |
|----------|--------|----------------|
| 発地又は着地ごと | 120分 | 150分 |

車両留置料

(単位：円)

| 車種別 時間 | 1t車 | 2t車 | 3t車 | 4t車 | 5t車 | 6t車 | 8t車 | 10t車 | 12t車 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | まで | まで | まで | まで | まで | まで | まで | まで | まで |
| 30分まで ごとに | 1,292 | 1,428 | 1,533 | 1,638 | 1,796 | 1,974 | 2,247 | 2,478 | 2,583 |

(運賃及び料金の額)

10. 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④5.による運賃の端数処理
- ⑤料金の計算
- ⑥実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として收受します。

- (1) 荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を收受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)×2

ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を收受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を收受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費(1時間当たり車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

1. 積合せ運賃表

| 重量 | | 距離 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 50kmまで | 100kmまで | 150kmまで | 200kmまで | 250kmまで | 300kmまで | 350kmまで | 400kmまで | 450kmまで | 500kmまで | 550kmまで | 600kmまで | 650kmまで | 700kmまで | 750kmまで | 800kmまで |
| 10kgまで | | 1,030 | 1,060 | 1,070 | 1,070 | 1,090 | 1,090 | 1,100 | 1,100 | 1,120 | 1,120 | 1,130 | 1,130 | 1,140 | 1,140 | 1,150 | 1,150 |
| 20 " | | 1,140 | 1,160 | 1,200 | 1,240 | 1,250 | 1,260 | 1,280 | 1,300 | 1,320 | 1,340 | 1,370 | 1,390 | 1,400 | 1,430 | 1,440 | 1,480 |
| 30 " | | 1,250 | 1,270 | 1,300 | 1,340 | 1,380 | 1,400 | 1,420 | 1,430 | 1,460 | 1,460 | 1,500 | 1,550 | 1,570 | 1,610 | 1,640 | 1,670 |
| 40 " | | 1,370 | 1,390 | 1,460 | 1,570 | 1,570 | 1,620 | 1,660 | 1,730 | 1,760 | 1,790 | 1,860 | 1,900 | 1,940 | 2,000 | 2,040 | 2,080 |
| 60 " | | 1,460 | 1,500 | 1,600 | 1,670 | 1,760 | 1,820 | 1,900 | 1,980 | 2,040 | 2,080 | 2,150 | 2,230 | 2,280 | 2,340 | 2,410 | 2,460 |
| 80 " | | 1,670 | 1,740 | 1,860 | 1,980 | 2,090 | 2,200 | 2,290 | 2,400 | 2,510 | 2,600 | 2,700 | 2,780 | 2,890 | 3,000 | 3,070 | 3,180 |
| 100 " | | 1,900 | 1,970 | 2,120 | 2,280 | 2,420 | 2,560 | 2,690 | 2,820 | 2,940 | 3,060 | 3,180 | 3,310 | 3,420 | 3,550 | 3,670 | 3,800 |
| 120 " | | 2,100 | 2,200 | 2,390 | 2,570 | 2,750 | 2,920 | 3,040 | 3,220 | 3,350 | 3,470 | 3,650 | 3,800 | 3,950 | 4,090 | 4,220 | 4,380 |
| 140 " | | 2,330 | 2,420 | 2,650 | 2,880 | 3,080 | 3,290 | 3,460 | 3,640 | 3,820 | 3,980 | 4,160 | 4,330 | 4,510 | 4,680 | 4,850 | 5,050 |
| 160 " | | 2,530 | 2,660 | 2,920 | 3,180 | 3,410 | 3,640 | 3,830 | 4,030 | 4,260 | 4,440 | 4,640 | 4,840 | 5,050 | 5,240 | 5,450 | 5,660 |
| 180 " | | 2,740 | 2,890 | 3,180 | 3,480 | 3,740 | 3,980 | 4,200 | 4,440 | 4,670 | 4,910 | 5,120 | 5,360 | 5,590 | 5,820 | 6,060 | 6,260 |
| 200 " | | 2,840 | 3,050 | 3,350 | 3,620 | 3,960 | 4,180 | 4,360 | 4,690 | 4,920 | 5,100 | 5,400 | 5,630 | 5,870 | 6,110 | 6,360 | 6,600 |
| 250 " | | 3,300 | 3,520 | 3,900 | 4,300 | 4,620 | 4,940 | 5,240 | 5,560 | 5,860 | 6,170 | 6,460 | 6,770 | 7,080 | 7,380 | 7,690 | 7,990 |
| 300 " | | 3,820 | 4,100 | 4,570 | 4,990 | 5,440 | 5,810 | 6,190 | 6,560 | 6,940 | 7,310 | 7,680 | 8,040 | 8,420 | 8,800 | 9,170 | 9,540 |
| 350 " | | 4,300 | 4,670 | 5,210 | 5,660 | 6,240 | 6,680 | 7,070 | 7,560 | 7,990 | 8,380 | 8,870 | 9,320 | 9,760 | 10,200 | 10,630 | 11,060 |
| 400 " | | 4,820 | 5,240 | 5,870 | 6,490 | 7,060 | 7,570 | 8,060 | 8,590 | 9,100 | 9,600 | 10,100 | 10,610 | 11,140 | 11,640 | 12,140 | 12,650 |
| 450 " | | 5,330 | 5,820 | 6,520 | 7,190 | 7,860 | 8,450 | 9,010 | 9,590 | 10,150 | 10,740 | 11,320 | 11,890 | 12,470 | 13,060 | 13,630 | 14,210 |
| 500 " | | 5,840 | 6,380 | 7,150 | 7,850 | 8,660 | 9,300 | 9,910 | 10,600 | 11,240 | 11,840 | 12,530 | 13,160 | 13,810 | 14,450 | 15,100 | 15,740 |
| 550 " | | 6,360 | 6,970 | 7,840 | 8,650 | 9,480 | 10,190 | 10,900 | 11,620 | 12,320 | 13,030 | 13,740 | 14,450 | 15,170 | 15,880 | 16,600 | 17,290 |
| 600 " | | 6,880 | 7,550 | 8,480 | 9,300 | 10,280 | 11,060 | 11,830 | 12,620 | 13,400 | 14,180 | 14,950 | 15,730 | 16,510 | 17,290 | 18,080 | 18,850 |
| 650 " | | 7,380 | 8,110 | 9,070 | 10,100 | 11,100 | 11,940 | 12,780 | 13,630 | 14,470 | 15,320 | 16,180 | 17,000 | 17,870 | 18,720 | 19,550 | 20,400 |
| 700 " | | 7,900 | 8,660 | 9,770 | 10,820 | 11,890 | 12,800 | 13,720 | 14,630 | 15,550 | 16,460 | 17,390 | 18,290 | 19,210 | 20,140 | 21,040 | 21,950 |
| 750 " | | 8,410 | 9,240 | 10,430 | 11,540 | 12,700 | 13,690 | 14,680 | 15,650 | 16,630 | 17,620 | 18,600 | 19,570 | 20,560 | 21,550 | 22,540 | 23,510 |
| 800 " | | 8,920 | 9,790 | 11,060 | 12,280 | 13,510 | 14,570 | 15,600 | 16,660 | 17,720 | 18,760 | 19,810 | 20,860 | 21,910 | 22,960 | 24,000 | 25,070 |
| 850 " | | 9,420 | 10,380 | 11,710 | 13,010 | 14,320 | 15,430 | 16,550 | 17,660 | 18,780 | 19,900 | 21,020 | 22,140 | 23,240 | 24,370 | 25,490 | 26,620 |
| 900 " | | 9,940 | 10,930 | 12,380 | 13,730 | 15,110 | 16,320 | 17,500 | 18,670 | 19,870 | 21,060 | 22,240 | 23,420 | 24,610 | 25,790 | 26,990 | 28,160 |
| 950 " | | 10,440 | 11,520 | 13,030 | 14,450 | 15,940 | 17,180 | 18,430 | 19,680 | 20,940 | 22,200 | 23,450 | 24,700 | 25,960 | 27,220 | 28,480 | 29,710 |
| 1,000 " | | 10,940 | 12,070 | 13,670 | 15,190 | 16,740 | 18,070 | 19,380 | 20,690 | 22,030 | 23,340 | 24,670 | 25,980 | 27,310 | 28,630 | 29,940 | 31,270 |
| 1,000kgを超え 100kgまでごと の加算額 | 1tを超え4tまで | 646 | 814 | 1,044 | 1,256 | 1,472 | 1,608 | 1,745 | 1,879 | 2,017 | 2,152 | 2,290 | 2,424 | 2,561 | 2,696 | 2,832 | 2,969 |
| | 4tを超えるもの | 316 | 385 | 491 | 580 | 724 | 835 | 940 | 1,092 | 1,213 | 1,320 | 1,459 | 1,583 | 1,703 | 1,826 | 1,950 | 2,071 |

積合せ運賃表

(単位：円)

| 重 量 | 距 離 | | | | | |
|---------------------------------|-----------|---------|---------|-----------|---------------------------------|-----|
| | 850kmまで | 900kmまで | 950kmまで | 1,000kmまで | 1,000kmを超え 100kmまでごと の加算額 | |
| 10kgまで | 1,160 | 1,160 | 1,160 | 1,180 | 13 | |
| 20 " | 1,490 | 1,500 | 1,540 | 1,550 | 41 | |
| 30 " | 1,700 | 1,740 | 1,760 | 1,790 | 55 | |
| 40 " | 2,140 | 2,180 | 2,230 | 2,280 | 96 | |
| 60 " | 2,530 | 2,600 | 2,660 | 2,710 | 126 | |
| 80 " | 3,260 | 3,370 | 3,460 | 3,550 | 190 | |
| 100 " | 3,920 | 4,040 | 4,160 | 4,280 | 244 | |
| 120 " | 4,520 | 4,670 | 4,810 | 4,970 | 293 | |
| 140 " | 5,220 | 5,400 | 5,570 | 5,740 | 353 | |
| 160 " | 5,870 | 6,070 | 6,260 | 6,470 | 406 | |
| 180 " | 6,500 | 6,730 | 6,970 | 7,200 | 461 | |
| 200 " | 6,850 | 7,090 | 7,340 | 7,580 | 490 | |
| 250 " | 8,290 | 8,600 | 8,900 | 9,220 | 610 | |
| 300 " | 9,910 | 10,280 | 10,660 | 11,030 | 744 | |
| 350 " | 11,520 | 11,950 | 12,380 | 12,830 | 880 | |
| 400 " | 13,150 | 13,660 | 14,170 | 14,680 | 1,015 | |
| 450 " | 14,770 | 15,350 | 15,940 | 16,500 | 1,152 | |
| 500 " | 16,380 | 17,030 | 17,700 | 18,320 | 1,285 | |
| 550 " | 18,000 | 18,730 | 19,430 | 20,150 | 1,422 | |
| 600 " | 19,630 | 20,400 | 21,180 | 21,960 | 1,558 | |
| 650 " | 21,250 | 22,090 | 22,940 | 23,800 | 1,694 | |
| 700 " | 22,870 | 23,800 | 24,700 | 25,610 | 1,829 | |
| 750 " | 24,490 | 25,480 | 26,460 | 27,430 | 1,964 | |
| 800 " | 26,110 | 27,160 | 28,210 | 29,270 | 2,100 | |
| 850 " | 27,730 | 28,850 | 29,960 | 31,080 | 2,236 | |
| 900 " | 29,350 | 30,540 | 31,720 | 32,900 | 2,371 | |
| 950 " | 30,960 | 32,220 | 33,470 | 34,730 | 2,506 | |
| 1,000 " | 32,590 | 33,920 | 35,230 | 36,540 | 2,641 | |
| 1,000kgを超え 100kgまでごと の加算額 | 1tを超え4tまで | 3,106 | 3,241 | 3,377 | 3,514 | 271 |
| | 4tを超えるもの | 2,194 | 2,317 | 2,438 | 2,562 | 244 |

II. 割増率表

1. 品目割増

| 項 目 | 内 容 | 割増率 |
|-------------------------|--|------|
| 易 損 品 | 1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品 | 2割増 |
| 貴 重 品 高 価 品 | 1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物 | 10割増 |
| 火 薬 類 発 煙 品 濃 酸 類 | 1. 火薬、爆薬、火工品（雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤）、その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸（酸類含有量 $\frac{1}{10}$ 以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。）、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの | 10割増 |

2. 特大品割増

| 項 目 | 割増率 |
|--|-----|
| 1個の長さ4.5メートル、重畳500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの | 2割増 |

III. 諸料金に係る範囲

1. 集貨料又は配達料

- (1) 集貨又は配達の距離が15キロメートルを超え20キロメートルまでの間のものについては、50キログラムまでを90円以上100円以下とし、50キログラムまでを増すごとに90円以上100円以下を加算する。
- (2) 集貨又は配達の距離が20キロメートルを超えるものについては、上記(1)による額に、5キロメートルまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

2. 再配達料

- (1) 再配達の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまで 250円以上270円以下
以上50キログラムまでを増すごとに 90円以上100円以下
- (2) 15キロメートルを超える場合は、(1)のほか1. の配達料を加算する。

3. 移送料

- (1) 車側から30メートルを超えるものについて30メートルまで、
50キログラムまでを増すごとに 60円以上 70円以下
- (2) 縦持ちにあつては、50キログラムまで1階を増すごとに 60円以上 70円以下

4. 地区割増料

- (1) 東京都特別区、大阪市
50キログラムまでごとに 90円以上100円以下
- (2) 札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市
50キログラムまでを増すごとに 60円以上 70円以下

5. 冬期割増料

- (1) 北海道（11月16日から4月15日まで）
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 210円以上230円以下
以上50キログラムまでを増すごとに 90円以上100円以下
- (2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県（12月1日から3月31日まで）
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 110円以上120円以下
以上50キログラムまでを増すごとに 30円

6. 連絡運輸中継料

- 中継1回につき、50キログラムまで 580円以上640円以下
以上50キログラムまでを増すごとに 130円以上140円以下

7. 保管料

- 50キログラムまで1日までごとに 50円

IV. 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

V. 運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

- この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。
ただし、宅配便として受託した貨物の運送であって、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

- 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。
(1口の意義)
- 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます(営業所には荷扱所を含みます。以下同じ。)

(運賃計算の方法)

- 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といえます。以下同じ。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運送距離の計算)

- 運送距離(集貨、配達の距離を除く。以下同じ。)は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所が存する最小行政区画間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。
(2) 最小行政区画間のキロ程は、昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊「自動車路線営業料程表」(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)に掲げるキロ程によるものとし、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。

(経路が2以上ある場合の運送距離の計算)

- 貨物の運送の経路が2以上ある場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

(連絡運輸の場合の運送距離)

- 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を連算して計算します。

(重量の計算)

- 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

- 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

(品目別割増)

- 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

(特大品割増)

- 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなきは所定の割増率を適用します。

(特約割引)

- 3カ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約(文書をもって運送契約を締結したものに限る。)したものは15%以内の割引率を適用することができます。

(諸料金の計算)

- 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割増率は適用しません。
(2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

(集貨又は配達料)

- 貨物の集貨又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15キロメートルを超える部分については所定の集配料を収受します。

(再配達料)

- 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

- 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30メートル以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

- 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

- 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。

(連絡運輸中継料)

- 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

- 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。

- 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。
- 到着の場合は、荷受人(貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人)に貨物の到着通知を発した日(到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終わった日)の翌々日から引渡し当日までの日数。

(貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲)

- 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合の運賃の減額について

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 30キログラムまで | 110円以上120円以下 |
| (2) 30キログラムを超え50キログラムまで | 130円以上140円以下 |
| (3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに | 80円以上 90円以下 |

(パレット使用貨物)

- 集貨先から配達先まで通しJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限り)を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに20円を4により計算した

運賃から減じます。

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

23. 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。

- ① 距離、重量による運賃の計算
- ② 割増率、割引率適用の計算
- ③ 上・下10%幅の適用計算
- ④ 4の(3)による端数処理
- ⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算
- ⑥ 諸料金(13の(2)による端数処理を含む。)の計算
- ⑦ 23による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実費負担)

25. 荷主の要求による運送に伴う特別の負担(貨物引換証の発行、有料道路利用料、貨物の荷造り、仕分け、荷掛金の立替、運送保険の締結、その他運送に関して求められるサービスに対する対価)は実費として収受します。

26. 荷主側の責により車両が集配先に到着後30分を超えて留置されたときは、超過部分に対し実費を収受します。

27. 貨物の運送に附帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。

28. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の航送料(助手料金含む)} + 1 \text{時間当り固定費} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積載効率}}$$

(その他)

29. この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、又は慣習によることができます。